

議会改革特別委員会

日時：令和5年7月18日（火）

午前9時30分から

場所：第1委員会室

1 当特別委員会の進め方について

・議長から

・各委員から

・今後の進め方について

2 その他

島田市議会基本条例

(補足説明：島田市議会会議規則(第35条の2))

島田市基本計画の議決に関する条例 (逐条解説)

島田市議会

島田市議会基本条例（逐条解説）

目次

前文	1
第1章 総則	
第1条（目的）	2
第2条（議会の活動原則）	2
第3条（議員の活動原則）	3
第2章 市民と議会との関係	
第4条（会議の公開）	4
第5条（議会の活動に関する資料の公開）	4
第6条（議案に対する賛否の公表）	5
第7条（議会報告会の開催等）	5
第3章 議会と執行機関との関係	
第8条（事務執行の監視）	6
第9条（市長が立案する政策の調査）	6
（補足説明）島田市議会会議規則〈抜粋〉	
第35条の2（議案に係る資料の要求）	6
第10条（議員による資料要求）	7
第4章 議会の機能の充実	
第11条（会派の結成）	8
第12条（議員相互の討議）	8
第13条（調査制度等の活用）	9
第14条（政務調査費の活用）	9
第15条（議会図書室の管理運営費）	9
第16条（研修の充実）	10
第17条（議会事務局の整備）	10
第5章 雑則	
第18条（検討）	11
附則	11

島田市基本計画の議決に関する条例（逐条解説）

目次

第1条（目的）	12
第2条（議会の活動原則）	12
附則	12
島田市基本計画の議決に関する条例の廃止について	13

（前文）

平成12年4月のいわゆる地方分権推進一括法の施行を一つの区切りとして、地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した。国と地方公共団体との関係は、対等・協力という新たな関係へと変化し、地方公共団体は、地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自ら立案し、実施していくことが、これまで以上にできるようになった。このような地方公共団体をめぐる環境の変化の中で、地方議会は、政策形成、行政監視等の機能の更なる充実を求められている。

島田市議会は、このような時代の要請にこたえるべく、常に市民の中にあって市民とともに行動する存在となることを目指すものである。このためには、議会が、現在のみならず将来にわたり市民の幸福を実現するための政策について話し合う合議体であることを自覚しつつ、市民との距離をより近づけるよう、不断の努力を積み重ねていくことが必要である。

さらに、島田市議会は、首長及び議員とともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制の下、地方自治の一翼を担う存在として、市長との立場及び権能の違いを踏まえつつ、「自立し、自律した存在」となることを期するものである。もとより、議会がその果たすべき役割を全うするためには、議員が自らの能力を高め、その能力を十分に発揮することが求められるところであり、これらの実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

ここに、島田市議会は、議会及び議員の活動についての基本理念及び市民と議会・議会と市長のそれぞれの関係を示し、新たな分権と自治の時代にふさわしい「言論の府」として、その進むべき方向性を明らかにするため、島田市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、島田市議会（以下「議会」という。）及び島田市議会議員（以下「議員」という。）の活動の原則、市民に開かれた議会の在り方その他の議会に関する基本的事項を定め、市民の福祉の向上と市政の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(解説)

本条例の目的を定めたものです。

地方自治の一翼をなす議会の重要な役割である「市民の福祉の向上」と「市政の持続的な発展」に寄与することを目的としています。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 議会における意思決定その他の活動の過程において市民が参画することができる機会を確保すること。
- (4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、これらの情報を積極的に発信すること。
- (5) 新たな政策の形成に資することができるよう、市長その他の執行機関における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。

(解説)

議会が市民の中にあって市民とともに行動する存在となるよう、また、行政監視等の機能の更なる充実が議会の政策形成の向上につながるよう、議会が活動するに当たっての5つの原則を定めたものです。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。

- (1) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。
- (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。
- (4) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んずること。

(解説)

議員が活動するに当たっての4つの原則を定めたものです。

- (1) 市民の代表者としてふさわしい高い倫理性を保持すべきこと、公正かつ清廉を基本姿勢とすべきことを定めてあります。
- (2) 特定の地域、団体等の個別の課題を解決するだけでなく、全体の奉仕者として市民全体の福祉の向上を目指すべきことを定めてあります。
- (3) 地方公共団体をめぐる環境の変化の中で、議員はより高度な能力が要求されています。たゆまぬ努力により、議員としての資質を向上すべきことを定めてあります。
- (4) 新たな分権と自治の時代にふさわしい「言論の府」となることを目指し、合議制の機関の構成員として、議員相互の自由な討議を重んずるべきことを定めてあります。

第2章 市民と議会との関係

(会議の公開)

第4条 議会は、本会議（地方自治法（昭和22年法律第67号）第6章第6節に規定する会議をいう。）、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）並びに全員協議会及び議員連絡会（同法第100条第12項の規定により協議又は調整の場として設ける全員協議会及び議員連絡会をいう。）（以下これらを「本会議等」と総称する。）を、原則として広く市民に公開するものとする。

※平成23年12月改正

(解説)

- 1 市民に開かれた議会とするため、これまで公開している本会議だけでなく、委員会、全員協議会及び議員連絡会を原則として公開することを定めたものです。
また、この規定の精神にのっとり、本会議等の会議録は市役所の情報公開コーナーへの配置、ホームページへの掲載等により広く市民に公開することが求められます。
- 2 全員協議会及び議員連絡会の開催根拠を明確にするための改正を行いました。

(議会の活動に関する資料の公開)

第5条 議会は、本会議等において使用した資料その他の議会の活動（地方自治法その他の法令又はこれらに基づく条例に定める議会の権限の行使にかかわる活動をいう。以下同じ。）に関する資料を整理し、他の条例に特別の定めがある場合を除き、これをいつでも市民が自由に閲覧することができるようにしなければならない。

(解説)

市民に開かれた議会とするため、本会議、委員会、全員協議会及び議員連絡会において使用した資料等をいつでも市民が自由に閲覧できるようにすることを定めています。

「その他の議会の活動に関する資料」とは、本会議などの会議以外の活動に関する資料を指し、地方自治法第100条に基づく調査、いわゆる100条調査権に伴う活動に関する資料などが想定されます。

また、「他の条例に特別の定めがある場合」とは、島田市情報公開条例に不開示情報（個人を特定する情報、法人の活動に著しい不利益を与える情報など）として定められている場合などが想定され、この場合には閲覧資料から不開示情報を除かなくてはなりません。

(議案に対する賛否の公表)

第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するものとする。

(解説)

市民に開かれた議会とするため、議案に対する議員の賛否の表明を、議会だより、ホームページ等により公表するものとします。

(議会報告会の開催等)

第7条 議会は、議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、定期的に、議会報告会を開催するものとする。

2 議会は、市政に関する課題について、市民と議員とが意見を交換する機会を設けることができる。

3 議会は、第1項の議会報告会及び前項の市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させるものとする。

※平成23年12月改正

(解説)

1 議案審議の経過や結果などの議会活動の動向を市民に伝えること及び市民と自由に意見や情報を交換することを目的として、定期的に議会報告会を開催することを定めています。

地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自らが立案するためには、市民の市政に対しての考えを聴取することが重要であることから、市議会では、この機会を通じて議会運営全般に対する意見交換はもとより、市政に関する意見交換も積極的に行いたいと考えます。

議会報告会の具体的な運用については実施要綱により定めます。

2 第1項の議会報告会に加え、市政に関する特定の課題について市民と議員とが意見を交換する機会を必要に応じて設けることができることを定めるものです。市民等からの要望又は議会からの呼びかけにより開催します。

3 議会報告会及び特定の課題について市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させることを定めたものです。

4 平成23年12月に、項目名の一部改正を行いました。

第3章 議会と執行機関との関係

(事務執行の監視)

第8条 議会は、市長その他の執行機関の有する権限を尊重しつつ、その権限に属する事務が公正に、かつ、効率的に執行されているかどうかを監視するものとする。

(解説)

市長その他の執行機関の事務が公正に、かつ、効率的に執行されているかどうかを監視することを定めたものです。

議会が行う事務検査、監査請求、調査などのいわゆる監視権を明文化したものです。

(市長が立案する政策の調査)

第9条 議会は、市長が立案する政策が市民の福祉の増進に資するものであるかどうかについて、必要な調査を行うものとする。

(解説)

市長が立案する政策について、必要な調査を行うことを定めています。市長が提案する議案（＝市長が立案する政策）の審議に必要な資料を要求することを調査の内容として想定しており、どのような種類の資料を求めるかなどの詳細については、島田市議会会議規則第35条の2に定められています。

また、ここに規定されている調査は、地方自治法に基づくいわゆる100条調査権とは性質が異なるものとして規定しています。

(補足説明)

島田市議会会議規則（抜粋）

（議案に係る資料の要求）

第35条の2 議会は、提出された議案の審議における論点を明らかにするために必要と認めるときは、当該議案の提出者と協議の上、次の各号に掲げる事項のいずれかが記載された資料の提供を求めることができる。

- (1) 当該議案に係る施策（以下この条において「施策」という。）の立案及び当該議案の提出の経緯に関する事項
- (2) 施策の立案の過程における市民の参加に関する事項
- (3) 施策と総合計画との整合性に関する事項
- (4) 施策の実施に必要な財源の確保その他の財政上の配慮に関する事項
- (5) 将来にわたる施策の効果及び費用に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、提出された議案の審議における論点を明らかにするために議会が必要と認める事項

※平成25年12月改正

(解説)

実効性のある政策調査を行うことを目的として、議案審議における論点を明らかにするために必要な資料を、議案の提出者と協議した上で求めることができること

を定めたものです。要求する資料の内容は次のとおりです。

- (1) 議案として提出された施策の発案から意思決定、提案までに至るまでの経緯、どのような議論がなされたかなどが確認できる資料
 - (2) 総合的かつ計画的な行政を運営するための基本構想、基本計画及び実施計画（これを総合計画と総称します。）に示されている施策であることが確認できる資料
 - (3) 施策の実施に当たり必要な財源が確保できているか、また、その施策に係る運営に継続的に必要となる経費等が確認できる資料
 - (4) (1)～(3)以外に議案の審議に必要なものとして議会が判断した資料
- （平成25年度改正内容）

平成24年度に設置された「議会改革に関する特別委員会」の最終報告で提言された内容について、議案審議の論点を明確にするため「施策の立案の過程における市民の参加に関する事項」、「将来にわたる施策の効果及び費用に関する事項」の2つを加えました。

（議員による資料要求）

第10条 議員は、本会議等における討議に資するため、市長その他の執行機関に対し、その執行する事務に関する資料の提供を求めることができる。

（解説）

執行当局に対する議員の資料要求権を定めたものです。

地方分権時代を迎え、地方議会の活性化が期待される今日においても地方自治法には、議会又は議員の執行機関に対する一般的な資料要求に関する規定がありません。本規定は、これを補完するものです。

議員の情報不足を解消し、本会議等の会議における討議を活性化させることを目的としています。

第4章 議会の機能の充実

(会派の結成)

第11条 議員は、市政の調査研究、政策の立案及び提言その他の議員としての活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

(解説)

会派とは、議会内に結成された同志的な集合体のことをいいます。

本規定では、会派を市政の調査研究、政策の立案及び提言などの議員活動を行うに当たり結成することができるものとして定めています。

会派の結成の手続きその他については、島田市議会の会派に関する内規により定められます。

(議員相互の討議)

第12条 議員は、本会議等において、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。

(解説)

議員の活動原則に基づき、本会議等において、積極的に討議を行うことを定めたものです。

本会議等においては、執行当局への質疑により事実関係を明らかにし、個々の議員は採決の際に賛成か、反対かのみを表明することが一般的に行われています。賛成又は反対の趣旨について発言する機会がありますが、議論の過程が明らかになることは少なく、またすべての議員又は委員が行うわけではありません。

「言論の府」として、多様な意見を出し合ったうえで結論へ至ること、また、討議により結論までの過程を明らかにすることが求められます。

(調査制度等の活用)

第13条 議会は、地方自治法に定める学識経験者等による専門的事項に係る調査その他の市政に関する調査等の制度を、十分に活用するものとする。

2 議員は、前項の規定による制度の活用によって知り得た事項を、討議に反映させなければならない。

(解説)

1 専門的な知識や見識を持った者からの教示、助言及び公聴会制度、参考人制度などの議会の調査に関する制度を十分に活用することを定めたものです。

公聴会制度、参考人制度は、市民が議会に参画する一つの機会としても重要です。

2 これらの制度により知り得た情報を活用すべく、討議に反映させなければならないことを定めたものです。

(政務活動費の活用)

第14条 議員は、市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された政務活動費について、更に政策の立案及び提言のために活用しなければならない。

2 議員は、政務活動費を使用したときは、その使途を明らかにしなければならない。

※平成 25 年 3 月改正

(解説)

1 政務調査費を政策の立案及び提言のために活用することを定めたものです。

2 政務調査費の使途の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすべく、その使途を明らかにすることを定めています。

なお、政務調査費の交付、報告等に関する事項については、島田市議会政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規則により定められています。

3 地方自治法の改正により、政務活動費に修正しました。

(議会図書室の管理運営等)

第15条 議会は、議員が行う市政の調査研究に資するために設置する議会図書室について、これを適正に管理し、及び運営するとともに、議員による政策の立案及び提言に資するため、その内容を充実させるものとする。

(解説)

議会図書室を適正に管理運営することと、議員の政策の立案及び提言に役立てるため、図書及び資料を充実させることを定めたものです。

(研修の充実)

第16条 議会は、議員が政策を立案し、及び提言するために必要な能力の向上を図るため、議員に対する研修を充実させるものとする。

(解説)

議員の政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、議会が主体的に研修を充実させることを定めたものです。議会の構成員である議員の能力の向上が、議会の充実につながります。

(議会事務局の整備)

第17条 議会は、議会が円滑に運営され、かつ、議員による政策の立案及び提言に関する活動が活発に行われるようにするため、議会事務局の組織体制の整備に努めるものとする。

(解説)

議会事務局は、議会に関する事務と議長及び議員の職務の補助を行う組織です。議会の政策形成機能の更なる充実が求められる中、議会の構成員である議員の政策の立案及び提言に関する活動を十分に補助できるよう、議会事務局の組織体制を充実することを定めたものです。

(検討)

第18条 議会は、一般選挙により選出された議員の任期の中途において、この条例の目的が達成されているかどうかについて検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることができる。

(解説)

1 議員の任期の中間点において、条例に定めた内容が実施されているかなど、その達成の度合いについて検討を行い、必要に応じて条文又は運用の見直しを行うことを定めたものです。定期的な検討を行います。

2 議員の任期の中間点でなくても、市民の意見や社会情勢の変化に応じて、条文又は運用の見直しを行うことができることを定めたものです。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(解説)

この条例の施行期日を平成21年4月1日としたものです。条例の本格的な運用は、平成21年5月の議員改選以降からになります。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説)

第4条及び第7条の一部改正を行いました。(平成23年12月)

第14条の一部改正を行いました。(平成25年3月)

会議規則第35条の2の一部改正を行いました。(平成25年9月)

島田市基本計画の議決に関する条例（逐条解説）

（目的）

第1条 この条例は、基本計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に基づき市政の全般にわたる基本的な方針を体系的に定める計画をいう。以下同じ。）の策定等について、同法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件として定めることにより、市民の意見を計画に反映させ、市政の公正性及び透明性を高めることを目的とする。

（解説）

本条例の目的を定めたものです。

基本構想に基づき策定される、基本計画を議決事件として定めることにより、市政の公正性と透明性を高めることを目的としています。基本計画は、市政に係る重要な計画のうち最も基本となる計画です。

地方議会の議決事件は、①地方自治法第2条第4項の基本構想、②同法第96条第1項に列挙されている事件、③同条第2項の規定により条例で議決事件として定めたもの、④同法のその他の規定で議決事件とされているもの、⑤その他の法律で議決事件とされているものなどが挙げられますが、本条例による議決事件は、このうち③に該当します。

（議決）

第2条 市長は、基本計画の策定又は変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（解説）

基本計画を策定しようとするときは、議会の議決が必要であることを定めています。

また、変更しようとするときも同様です。軽微な変更は議決の対象から除外されていますが、ここでいう「軽微な変更」とは、基本計画の内容に実質的な影響を与えない字句や固有名詞などの修正のことをいいます。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（解説）

この条例の施行期日を平成21年4月1日としたものです。条例の本格的な運用は、平成21年5月の議員改選以降からになります。

島田市基本計画の議決に関する条例の廃止について

平成23年の地方自治法改正で、市町村における基本構想の策定義務がなくなったことにより、「島田市基本計画の議決に関する条例」の担保が消滅しました。

これにより、新たに「島田市総合計画の策定等に関する条例」が平成25年12月に施行され、この条例内において「基本構想及び基本計画の策定・変更を議会の議決事件とすること」が規定されました。よって、同条例の附則に「島田市基本計画の議決に関する条例」を廃止することを合わせて規定し、施行されました。

年月日	制定・改正理由	変更箇所
平成21年4月施行	<p>地方分権時代に入り、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大している中、議会の責務、議会及び議員の活動原則、市民に開かれた議会のあり方など、議会に関する基本的な事項を定めるものである。</p> <p>島田市議会では、議会条例等に関する調査特別委員会を設置し、1年7カ月、27回にわたり議会基本条例の制定に関する調査研究を進めてきた。その間、市民からの意見聴取、市当局との協議を行う中で、この条例案等が取りまとめられた。まず、島田市議会基本条例については、前文にこの条例を制定するに当たっての決意があらわされているので、以下引用する。</p> <p>平成12年4月の、いわゆる地方分権推進一括法の施行を1つの区切りとし、地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した。国と地方公共団体との関係は対等協力という新たな関係へと変化し、地方公共団体は地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策をみずから立案し、実施していくことがこれまで以上にできるようになった。</p> <p>このような地方公共団体をめぐる環境の変化の中で、地方議会は政策形成、行政監視等の機能のさらなる充実を求められている。島田市議会は、このような時代の要請にこたえるべく、常に市民の中であって、市民とともに行動する存在となることを目指すものである。</p> <p>このため、議会が現在のみならず、将来にわたり市民の幸福を実現するための政策について話し合う合議体であることを自覚しつつ、市民との距離をより近づけるよう、不断の努力を積み重ねていくことが必要である。</p> <p>さらに、島田市議会は首長及び議員ともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制のもと、地方自治の一翼を担う存在として、市長との立場及び権能の違いを踏まえつつ、自立し、自律した存在となることを期するものである。もとより、議会がその果たすべき役割を全うするためには、議員がみずからの能力を高め、その能力を十分に発揮することが求められるところであり、これらの実現に向けた取り組みを積極的に推進しなければならない。</p> <p>ここに、島田市議会は議会及び議員の活動についての基本理念及び市民と議会、議会と市長のそれぞれの関係を示し、新たな分権と自治の時代にふさわしい言論の府として、その進むべき方向性を明らかにするため、島田市議会基本条例を制定する。</p>	
平成23年12月改正	<p>議会運営委員会における検討の結果に基づき全員協議会及び議員連絡会の根拠を地方自治法第100条第12項に基づくものと明確にすることなど条文を改正する必要がある部分についての改正をするものである。</p>	<p>島田市議会基本条例（平成21年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条中「議長の招集により開催される全員協議会及び議員連絡会」を「全員協議会及び議員連絡会（同法第100条第12項の規定により協議又は調整の場として設ける全員協議会及び議員連絡会をいう。）」に改める。</p> <p>第7条の見出しを「（議会報告会の開催等）」に改める。</p>
平成25年3月改正	<p>今回の改正は、平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、議会基本条例における名称を「政務活動費」に「政務活動費」に改めるものです。</p>	<p>島田市議会基本条例（平成21年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第14条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。</p>

※制定・改正理由は定例会における上程理由より引用

条 文	解 説	No.	委員意見及び改正案	6/28補足説明・意見	8/16、8/23意見	見直しの必要性
<p>(会派の結成) 第11条 議員は、市政の調査研究、政策の立案及び提言その他の議員としての活動を行うに当たり、会派を結成することができる。</p>	<p>会派とは、議会内に結成された同志的な集合体のことをいいます。 本規定では、会派を市政の調査研究、政策の立案及び提言などの議員活動を行うに当たり結成することができるものとして定めています。 会派の結成の手続きその他については、島田市議会の会派に関する内規により定めます。</p>	7	<p>政策課題は議員個人の問題意識に左右され、政務活動費が個人に支給されていることから、会派単位で政策立案には無理が生じている。議案に対する判断も議員個人を尊重する傾向があり、会派について共通認識を持つ必要がある。(藤本委員)</p>	<p>⇒6/28 会派制というものをどう考えるか。特段、今の現状が悪いということではないが、改めて考えてみる必要があるのではないかと。(藤本委員長)</p>	<p>⇒8/16 会派の在り方について、議論いただきたいと思う。(大石委員) ⇒8/23 会派の在り方もそうだが、議会全体で何かできないかという考えで議論いただければと思う。(大石委員) ⇒8/23 会派をなくすということであれば、会派代表者会議といった、議会運営・連絡等をスムーズに行うためのツールは担保すべきと考える。(山本委員) ⇒8/23 同じような考えで集まるグループは自然に発生するものだと思う。互いに切磋琢磨する仲間として、会派は必要なのではないかと。(齊藤委員) ⇒8/23 会派は会派としてあって、相違があれば議論して議会としての方向性を出す。このことは我々の責務だと思う。従来のまま会派はあっていいと思う。(曾根委員) ⇒8/23 条文はできる規定。現状どおりでいいと思う。(佐野副委員長) ⇒8/23 条見出しの「会派の結成」を「政策グループの結成」としたらどうか。(伊藤委員) ⇒8/23 出された意見をもとに、次回、提案をしたいと思う。なお、新庁舎建設に当たり、会派室はいらないという議論にもなる話で、取り扱いは次回の検討課題ということにしたい。(藤本委員長)</p>	<p>⇒9/27見直しの必要性なし</p>
<p>(調査制度等の活用) 第13条 議会は、地方自治法に定める学識経験者等による専門的事項に係る調査その他の市政に関する調査等の制度を、十分に活用するものとする。 2 議員は、前項の規定による制度の活用によって知り得た事項を、討議に反映させなければならない。</p>	<p>1 専門的な知識や見識を持った者からの教示、助言及び公聴会制度、参考人制度などの議会の調査に関する制度を十分に活用することを定めたものです。 公聴会制度、参考人制度は、市民が議会に参画する一つの機会としても重要です。 2 これらの制度により知り得た情報を活用すべく、討議に反映させなければならないことを定めたものです。</p>	8	<p>地方自治法100条の2 「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」が活用できていない。どのようにして運用するか。(藤本委員)</p>	<p>⇒6/28 会計年度任用職員の問題のときも調査研究機関にアドバイスを受けているので、全くできていないということではないが、ルール化が何かできたらということによって上げさせていただいた。これもすぐにやらなければいけないということではない。(藤本委員長)</p>	<p>⇒8/23 特に意見なし。</p>	<p>⇒9/27見直しの必要性なし</p>
<p>(政務活動費の活用) 第14条 議員は、市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された政務活動費について、更に政策の立案及び提言のために活用しなければならない。 2 議員は、政務活動費を使用したときは、その用途を明らかにしなければならない。</p>	<p>1 政務活動費を政策の立案及び提言のために活用することを定めたものです。 2 政務活動費の用途の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすべく、その用途を明らかにすることを定めています。 なお、政務活動費の交付、報告等に関する事項については、島田市議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則により定められています。</p>	9	<p>「更に政策の立案及び提言のために活用しなければならない」としているが、執行状況に個人差がある。(藤本委員)</p>	<p>⇒6/28 使い方について問題はないと思うが、今後は、その使った結果・アウトプットが求められてくるものだと思う。(藤本委員長) ⇒6/28 合議制の中で、会派で提案するという形を含め、政務活動費の使い方も研究すべきと思う。(大石委員)</p>	<p>⇒8/23 研修に行った内容は、一般質問するように努めている。成果という話になると当局もあつての話になるので難しいところもあるが、研修の内容は反映させるべきと考えている。(齊藤委員) ⇒8/23 見える化というのは難しいが、機能していると考えている。(佐野委員) ⇒8/23 成果のことをはっきり謳わなくてもいいのではないかと。(伊藤委員) ⇒8/23 これをどう扱うかは正副委員長で検討させていただく。(藤本委員長)</p>	<p>⇒9/27見直しの必要性なし</p>
<p>(議会図書室の管理運営等) 第15条 議会は、議員が行う市政の調査研究に資するために設置する議会図書室について、これを適正に管理し、及び運営するとともに、議員による政策の立案及び提言に資するため、その内容を充実させるものとする。</p>	<p>議会図書室を適正に管理運営することと、議員の政策の立案及び提言に役立てるため、図書及び資料を充実させることを定めたものです。</p>	10	<p>⇒6/28 政務活動費の運用を見直す必要があるのでは。(伊藤委員) ⇒6/28 旅費の合理性に欠ける内容について、改善できれば良いと思う。(山本委員)</p>	<p>⇒6/28 新たな庁舎の建設のこともあり、少しでも活用できるよう、問題提起ということで受けとめていただければと思う。(藤本委員長)</p>	<p>⇒8/23 具体的なところは、まずは事務局に確認していただければと思う。(藤本委員長)</p>	<p>⇒9/27見直しの必要性なし</p>
<p>(議会図書室の管理運営等) 第15条 議会は、議員が行う市政の調査研究に資するために設置する議会図書室について、これを適正に管理し、及び運営するとともに、議員による政策の立案及び提言に資するため、その内容を充実させるものとする。</p>	<p>議会図書室を適正に管理運営することと、議員の政策の立案及び提言に役立てるため、図書及び資料を充実させることを定めたものです。</p>	11	<p>議会図書室の充実ができていない。図書の更新ができていないので、活用されない資料が多数ある。市が作成した計画書や過去の新聞記事などの閲覧をできるようにしてはどうか。レファレンス機能の強化。(藤本委員)</p>	<p>⇒6/28 新たな庁舎の建設のこともあり、少しでも活用できるよう、問題提起ということで受けとめていただければと思う。(藤本委員長)</p>	<p>⇒8/23 他の市に行ってみて、当市の図書室をもっと充実してもいいのではと感じた。また、事務局職員の増員も。(齊藤議員)</p>	<p>⇒9/27新庁舎建設が控える中での検討課題</p>

条 文	解 説	No.	委員意見及び改正案	6/28補足説明・意見	8/16、8/23意見	見直しの必要性
	その他、出された意見	12	①議会日程における議会人事の時期の確認について（森委員）	⇒6/28 ①および③の事項について、自分の考えをたたき台として示すよう準備させていただく。（藤本委員長）	⇒8/16 合併前は選挙が4月末辺りで、5月の臨時会が開かれる中で議会人事を決めていたが、合併後、選挙は5月末辺りとなり、臨時会を開くまでの日数的猶予がなく、このような中、6月定例会初日に議会人事を行ってきた経過がある。 臨時会を開いて十分な余裕をもって委員等の選任をしていただければというのが森議員の発言趣旨。しかしながら、日程的なものがあり、御提案の内容は実行することができない。このことをご理解いただき、新たなご提案があれば、その内容で考えることとしたい。（藤本委員長）	⇒8/16 日程的な制約がある中、新たな提案があれば検討することとしたい。 ⇒9/27見直しの必要なし
		13	②一般質問の取り扱いについて（ <u>順番決め、調整のための事前通告</u> ）（山本委員）	⇒6/28 順番決めについては他の条例や、規則の中で理解できる内容を確認したので、あらためて説明させていただきたい。また、事前通告については1年の実績を踏まえ、議長・副議長から改めて状況報告をいただきたい。（藤本委員長） ⇒6/28 新議長、副議長に判断を任せるとともに、皆さんからのご意見を聞かせていただき、参考にさせていただければと思う。（大石委員）	⇒8/16 順番決めについて、発言順序は会議規則第50条第3項で「発言の順序は議長が決める」となっていて、これを踏まえた発言に関する申し合わせ事項で「受付順にくじ引き」となっている。ルールとしては、これまでどおりとして、判断は議長にお願いする。ただ、例外として執行する場合には、議員各位へ事前の十分な説明が必要になると思う。そのような取り扱いでいかかが。（藤本委員長） ⇒8/16 「発言の順序は議長が決める」となっているので、くじ引きをする前に議長からこうしますと決めてもらえればルール上問題ないと思う。（山本委員） ⇒8/16 議長に決定権があるのであれば、前でも後でもいいのではないかと。詳細に決めなくてもいいと思う。（齊藤委員） ⇒8/16 細かく決めなくてもいいと思う。（曾根委員） ⇒8/16 権限があろうがなかろうが皆で調整することが必要だと思う。最初に一言あって進めてもよかったのではないかと。（伊藤委員） ⇒8/16 抽選前には話しをして抽選結果を踏まえて議長が判断をする。そのような形にしていれば。（大石委員） ⇒8/16 変更があることはよし。ただ、その進め方について、混乱のないようにという委員の皆さんの意見だと思う。現状のルールで進め、前回の事例を行う場合は、議長には混乱のないように進めてもらうこととする。（藤本委員長） ⇒8/16 <u>調整のための事前通告</u> について、調整の成果はあったと考えている。（大石委員） ⇒8/16 調整のための事前通告は、議長の私としても、議会として考える上で従来どおり継続していきたいと考えている。（村田議長） ⇒8/16 議員同士で調整はするので、積極的に事前通告する必要はないのではないかと。（山本委員） ⇒8/16 発言順序が決まってから調整をすべきと思うので、調整はやめたかどうか。（伊藤委員） ⇒8/16 2人なら多少の調整はきくと思うが、5～6人出た場合は無理。事前の通告は必要と考える。（曾根委員） ⇒8/16 重なった時、調整に余裕があった方がいい。議長の考えに賛成する。（齊藤委員） ⇒8/16 議会として当局に質問するに当たり、より厚くするために必要ではないかと思う。（大石委員） ⇒8/16 今回はこれでやってもらって、次回に決めてもいいのではないかと。（山本委員）	⇒8/23 順番決めについて、現状のルールで進め、何かある場合は事前に議長に申し出て、議長は混乱のないように進めてもらう。 ⇒9/27見直しの必要性なし ⇒8/23 <u>調整のための事前通告</u> について、今回実施して、都度、議会運営委員会に諮っていく。 ⇒9/27現議長のもとでは実施していく。

条 文	解 説	No.	委員意見及び改正案	6/28補足説明・意見	8/16、8/23意見	見直しの必要性
		14	③特別委員会の設置にかかわる確認（委員会活動の取りまとめ等）（山本委員）		⇒8/16 特別委員会の設置はその都度設置させるもので、議長の諮問機動的な扱いになる。それを踏まえると、期間・内容・求める結果については、議長の考えを踏んで進めることが基本。これをルール化することには無理があるのではないかと。ただ、言えることは、委員長が議長と十分話し合いをして、最終的に何を答えとして出すのか。委員会を進める中で、これまでも行われてきたことだと思うが、今後進めていただきたいと思う。（藤本委員長） ⇒8/16 特別委員会の出した答を議長が変えたことに対してルール決めが必要なのではないかと提案したもの。修正して出すことをなんらかの場で事前に了解をとっていただきたい。（山本委員） ⇒8/16 ルール化というよりは、議長のその時の状況判断でいいと思う。（曾根議員） ⇒8/16 議長の諮問機関であるということが前提であれば、委員長と議長の関係で決めても許されるのではないかと。ルール化は必要ないのではないかと。（齊藤委員） ⇒8/16 議長が内容を変えたならば、全議員に報告する必要があると思う。（伊藤委員） ⇒8/16 もう少し議論が必要。ただ、私としては議長判断が最終的には優先されるのではないかと考える。その後、どの程度、納得いただけるのかは議長の力量次第。結論はもう少し待ちたい。（藤本委員長） ⇒8/16 議長の私としては、今回設置した若者の特別委員会について、しっかり確認をしながら段階的に委員長と刷り合わせをしてまとめていきたいと考えている。（村田議長） ⇒8/16 今日は委員長預かりとして、また、提案したいと思う。（藤本委員長） ⇒8/23 特別委員会の性格上、特別なルール決めは難しい。その都度、議長と委員長とで刷り合わせを十分進めてもらいたい。（藤本委員長）	⇒8/23 特別委員会の性格上、特別なルール決めは難しい。その都度、議長と委員長とで刷り合わせを十分進める。 ⇒9/27見直しの必要性なし

令和5年度第1回 「議会報告会」アンケート集計結果（5月20日開催）

1 開催詳細

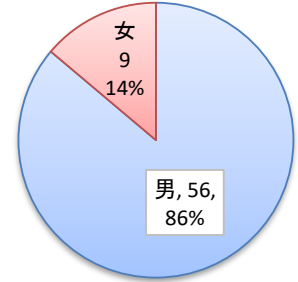
対象	開催日	会場	開催時間
島田地区	令和5年5月20日(土)	大津農村環境改善センター 大会議室	午後2時00分から午後3時30分
六合地区	令和5年5月20日(土)	六合公民館「ロクティ」集会室1	午後2時00分から午後3時30分
金谷地区	令和5年5月20日(土)	金谷北地域交流センター 多目的ホール	午後2時00分から午後3時30分

2 参加者数

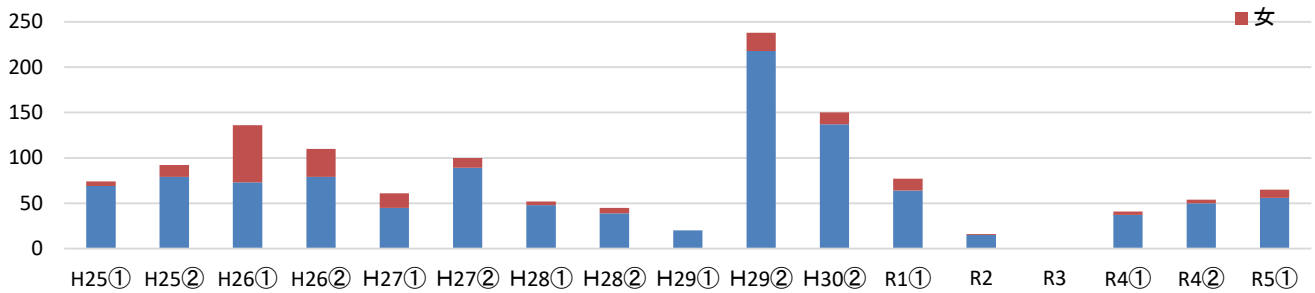
(単位：人)

会場	人数		
	男	女	計
大津農村環境改善センター	33	4	37
六合公民館「ロクティ」	12	4	16
金谷北地域交流センター	11	1	12
計	56	9	65

参加者数(性別)



参加者(年度比較)



3 アンケート回答者数

(単位：人)

会場	人数	計
大津農村環境改善センター	20	(回収率) 84.9%
六合公民館「ロクティ」	14	
金谷北地域交流センター	11	
計	42	

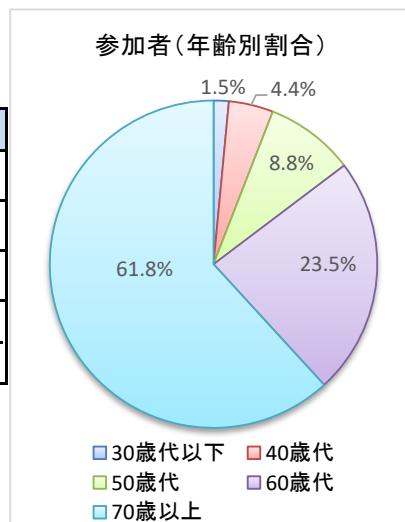
4 アンケート結果

(無回答のものがあるため、回答者数とは一致しない場合があります。)

(1) 性別

(単位：人)

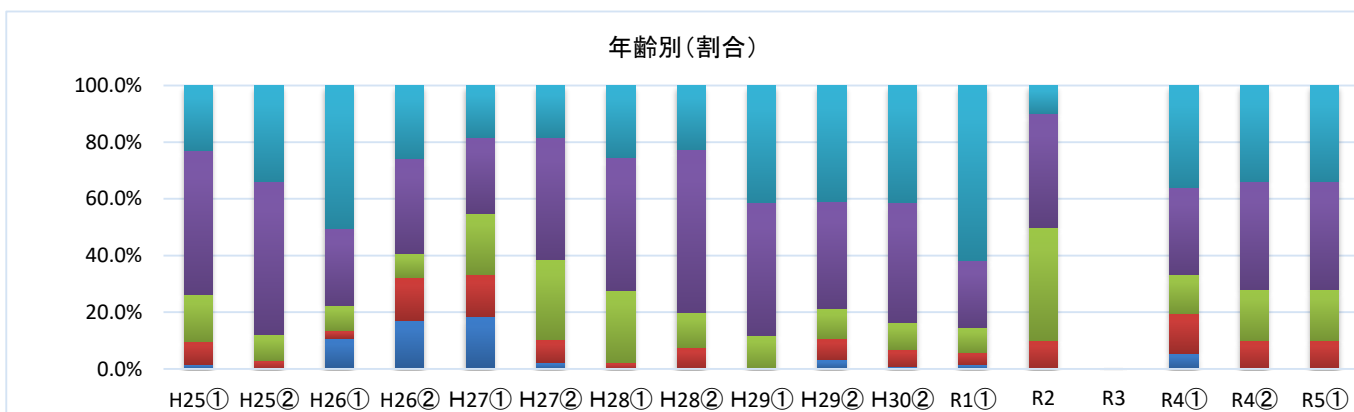
会場	男性	女性	計
大津農村環境改善センター	17	3	20
六合公民館「ロクティ」	10	4	14
金谷北地域交流センター	10	1	11
計	37	8	45
(割合)	82.2%	17.8%	100.0%



(2) 年齢

(単位：人)

会場	30歳代以下	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
大津農村環境改善センター	0	0	2	7	11
六合公民館「ロクティ」	2	3	0	4	5
金谷北地域交流センター	0	0	3	2	6
計	2	3	5	13	22
(割合)	4.4%	6.7%	11.1%	28.9%	48.9%



(3) 議会報告会の開催を何で知りましたか(複数回答)

(単位：人)

会場	ホームページ	広報しまだ	ポスター・チラシ	町内会など	議員から	その他
大津農村環境改善センター	0	4	2	13	8	1
六合公民館「ロクティ」	2	3	1	6	4	2
金谷北地域交流センター	4	2	3	4	1	1
計	6	9	6	23	13	4

(4) 前問で「その他」と回答したもの

【別紙参照】

(5) 今まで議会報告会に何回参加したことがありますか

(単位：人)

会場	1回	2回	3回	4回以上
大津農村環境改善センター	11	5	2	1
六合公民館「ロクティ」	7	4	1	1
金谷北地域交流センター	1	5	2	3
計	19	14	5	5
(割合)	44.2%	32.6%	11.6%	11.6%

(6) 本日の議会報告会はいかがでしたか。

(単位：人)

会場	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
大津農村環境改善センター	3	12	2	2	0
六合公民館「ロクティ」	7	4	2	0	0
金谷北地域交流センター	1	4	5	0	0
計	11	20	9	2	0
(割合)	26.2%	47.6%	21.4%	4.8%	0.0%

(7) 前問について、なぜそう思いますか。

【別紙参照】

(8) 現在の市議会は議会の役割を果たしていると思いますか。

(単位：人)

会場	果たしている	どちらともいえない	果たしていない
大津農村環境改善センター	10	9	0
六合公民館「ロクティ」	9	2	0
金谷北地域交流センター	6	3	1
計	25	14	1
(割合)	62.5%	35.0%	2.5%

(9) 前問について、なぜそう思いますか。

【別紙参照】

(10) 市議会に期待することはどのようなことですか。(複数回答可)

(単位：人)

会場	行政の チェック	政策の提言	市民との対話・ 意見交換	情報発信	その他
大津農村環境改善センター	10	6	9	7	1
六合公民館「ロクティ」	4	4	11	7	0
金谷北地域交流センター	8	7	7	4	1
計	22	17	27	18	2
(割合)	25.6%	19.8%	31.4%	20.9%	2.3%

(11) 前問で「その他」と回答したもの。

【別紙参照】

(12) 議会報告会の開催は、年何回が適当と思いますか。

(単位：人)

会場	年1回	年2回	その他
大津農村環境改善センター	4	12	2
六合公民館「ロクティ」	0	6	6
金谷北地域交流センター	1	9	1
計	5	27	9
(割合)	12.2%	65.9%	22.0%

(13) 議会報告会の開催について「その他」の回答で年何回が適当と思いますか。

会場	年3回	年4回	その他
大津農村環境改善センター	0	1	1
六合公民館「ロクティ」	0	2	3
金谷北地域交流センター	0	1	0
計	0	4	4

(14) 今回の「議会との意見交換会」の開催形式(地域別の課題についての意見交換など)や開催方法について、どのように思いますか。

【別紙参照】

(15) あなたは、議会の本会議などを傍聴したことがありますか。

(単位：人)

会場	ある	ない
大津農村環境改善センター	9	10
六合公民館「ロクティ」	2	11
金谷北地域交流センター	7	4
計	18	25

本会議傍聴率

(41.9%)

(16) あなたは、議会だよりを読んだことがありますか。

(単位：人)

会場	ある	ない
大津農村環境改善センター	18	1
六合公民館「ロクティ」	13	0
金谷北地域交流センター	11	0
計	42	1

議会だより利用率

(97.7%)

(17) あなたは、議会のホームページを見たことがありますか。

(単位：人)

会場	ある	ない
大津農村環境改善センター	6	13
六合公民館「ロクティ」	8	5
金谷北地域交流センター	6	5
計	20	23

議会ホームページの閲覧率

(46.5%)

(17-2) 議会のホームページを見て会議録を検索したことがある。

会場	ある
大津農村環境改善センター	5
六合公民館「ロクティ」	5
金谷北地域交流センター	6
計	16

会議録検索システムの利用率

(37.2%)

(18) あなたは、インターネットによる議会中継を見たことがありますか。

(単位：人)

会場	ある	ない
大津農村環境改善センター	2	17
六合公民館「ロクティ」	3	10
金谷北地域交流センター	5	6
計	10	33

議会中継の閲覧率

(23.3%)

(18-2) 議会中継を見たときの状況は。

会場	生中継を見た	録画放映を見た
大津農村環境改善センター	2	0
六合公民館「ロクティ」	2	2
金谷北地域交流センター	3	3
計	7	5

生中継の利用率

(16.3%)

(19) 意見要望等

【別紙参照】

【別紙】

令和5年度第1回 議会報告会アンケート集計結果(5月20日開催)

(4) 前問で「その他」と回答したものの「議会と語る会」の開催を何で知りましたか。

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 大津農村環境改善センター	自治推進委員会
2	六合地区 六合公民館	父から
3	〃	つなまちのグループLINE
4	島田地区 金谷北地域交流センター	議会だより

(7) 前問について、なぜそう思いますか。「議会と語る会」はいかがでしたか。

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 大津農村環境改善センター	市民の側からも多くの意見が出たため。
2	〃	ごみ問題など現状が把握されているかどうかと疑問に思ったため。
3	〃	さまざまな意見が出されてよかった。
4	〃	よく回答してくれていました。
5	〃	会場の所在地の住民が多く、偏った質問が多い。
6	〃	状況を知ることができた。
7	〃	質問事項に対し深掘した回答が得られない。
8	〃	7名の議員の中で2人は紹介のみで一言もしゃべらないので残念でした。
9	〃	意見の話題の範囲が狭すぎる。もっと大きなことに関心がある。
10	六合地区 六合公民館	自分は意見が言えましたが、なかなか言えない性格の方もいらっしゃるのでは？と思ったので。
11	〃	グループ討議がよかった。
12	〃	こちらの準備が少ない。
13	〃	ワークショップ形式で意見を吸い上げて各々の声を聞いてくれている。
14	〃	議題についてしっかり話せていたから。
15	〃	意見がいろいろ主張できたので。
16	〃	ワークショップという形はよかった。
17	〃	ワークショップがよかった。
18	金谷地区 金谷北地域交流センター	小学校入学者が毎年1～2割減少しているのが現状である。この問題を全員でもっと考えてほしい。事業所の増大・移転、地域の産業の拡大など。
19	〃	行政が変わっていく様子が見受けられない。
20	〃	もう少し多くの方に参加してもらいたい。
21	〃	感じていることを聞いていただけた。
22	〃	質問者の質問にしっかり寄り添っていたから。

(9) 前問について、なぜそう思いますか。「現在の市議会は議会の役割を果たしていると思いますか。」

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 大津農村環境改善センター	皆さんの意見をたくさん聞けたから。
2	〃	議員の方々がそれぞれ市民のことを考えてくれているなど感じたため。
3	〃	問題への取組の度合いがどの程度か分からないので善処できているのか不安。
4	〃	できる限り地域の実態を知ってほしい。
5	〃	地域での要望をスピーディーに進めてくれています。
6	〃	質問に対ししっかりと受け答えをされています。
7	〃	新しいアイデアをもっと出してほしい。
8	六合地区 六合公民館	もっと分かりやすく実例を知ることができたら。
9	〃	市民の声を行政に届けている。
10	〃	上記のように住民の声を聞いて改善してくださっている。
11	〃	子どものことを考えてくれるから。
12	〃	これまであまり注視していなかったから、これから注目するようにします。
13	〃	市民に、議員・議会の動きや活動は見えにくかったですが、最近はウェブ発信あり市のホームページ発信ありで非常に分かりやすくなりました。より一層の情報発信をお願いします。
14	金谷地区 金谷北地域交流センター	チェック機能の欠如、議員の資質・能力不足。
15	〃	各常任委員会からの、各説明から。
16	〃	議会と市民とがつながっていると感じにくい。議会は市民の現況を把握しているか。行政から一方的では？

17	〃	頑張っている。
18	〃	住民のことについて考えていてくれるから。後に、小さな声を聴く力も育んでほしいです。

(11) 前問で「その他」と回答したもの。「市議会に期待することはどのようなことですか。(複数回答可)」

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 大津農村環境改善センター	人口減少対策
2	〃	市政の情報発信は大変重要だと思います。
3	六合地区 六合公民館	自治会・町内会への補助金を増やしてください。
4	〃	新しい対話のスタイルや場所の再考。
5	〃	市民(私も含めて)の関心が少なすぎると思います。
6	金谷地区 金谷北地域交流センター	ハコ物建築が多すぎる。
7	〃	市民の安全と生活を守る取り組み。

(14) 今回の「議会との意見交換会」の開催形式(地域別の課題についての意見交換など)や開催方法について、どのように思いますか。

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 島田市役所	良かったです。
2	〃	良いと思うがもう少し時間がほしい。
3	〃	対立的、要望的な形にならないようにしたい。
4	〃	いいと思います。
5	〃	問題ございません。
6	〃	良かったです。
7	〃	良好。もっと簡潔に報告してくれれば尚良し。
8	〃	初めての参加なので分からない。
9	六合地区 六合公民館	年12回開催することで、この会を知ってもらいやすい出席者が増えそう。
10	〃	このままでOK
11	〃	自由に自分の意見を言えることがいいと思います。
12	〃	参加者が非常に少なくてもったいないと思います。
13	〃	楽しかったが時間が不足していた。
14	〃	広報が足りない気がします。ツテがないと。もっと知らせることが必要。
15	〃	議会報告会という形ではなく、市民懇談会のような不定期な形で、気軽に市民コミュニケーションをとっていただきたい。議会報告会に来る方はいつも限られているので。
16	〃	現状通りでいいと思うが、各会場の日時をずらしてほしい。
17	金谷地区 金谷北地域交流センター	参加人数の少なさが気になる。もっと参加数の増える方法を考えてほしい。
18	〃	いいと思います。
19	〃	いいと思います。
20	〃	高齢化社会であり、一会場に集まることは出向くのに難がある。自治会・町内会の出前方式にしたらい。
21	〃	いいと思います。
22	〃	小集団での意見交換会を取り入れたらどうか。
23	〃	いいと思います。

(19) 意見要望等

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 大津農村環境改善センター	頑張ってください。
2	〃	各会場におけるテーマはどのように決めているのか。興味のあるテーマなら遠い会場にも足を運びたいです。
3	〃	自転車用ヘルメット購入にかかる市の補助金は考えないのか。反応が他市より遅い。島田独自のものを作ってほしい。
4	六合地区 六合公民館	議員の皆さんのお力を貸してください。六合に学童を増やしたいです。
5	〃	大変有意義な会でした。ありがとうございました。
6	金谷地区 金谷北地域交流センター	春休みに駒大の学生が卓球の合宿で金谷体育センターに来ていた。学生との懇談会を持って島田市についてのは話し合いなどをしてほしい。新しい発想が出ると考える。
7	〃	少子化問題に真剣に取り組んでほしい。
8	〃	ハコモノ行政復活の間が強い。市民は本当に望んでいるのか。市民が暮らしやすい生活環境づくりに力を注いでほしい。

9		頑張ってください。
10	”	金谷地区の状況を理解することができ、何が課題か、どのように解決していくのか、勉強になりました。
11	”	自分事ですが、私は、25年以上病気で休んでいる精神障害者です。島田の市議会の先生方には、障害者を大事にする施策を施してほしい。よろしくお願いします。本日は、どうもありがとうございました。

令和4年度第1回 「議会報告会」アンケート集計結果（5月21日/28日開催）

1 開催詳細

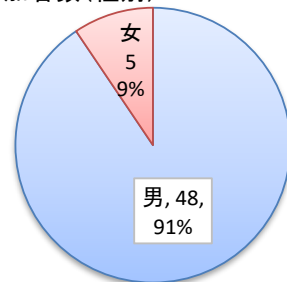
対象	開催日	会場	開催時間
島田地区	令和4年5月21日(土)	島田市役所 大会議室	午後7時00分から午後8時30分
六合地区	令和4年5月21日(土)	六合公民館「ロクティ」集会室1・2	午後7時00分から午後8時30分
金谷地区	令和4年5月28日(土)	金谷公民館「みんくる」集会室3	午後7時00分から午後8時30分

2 参加者数

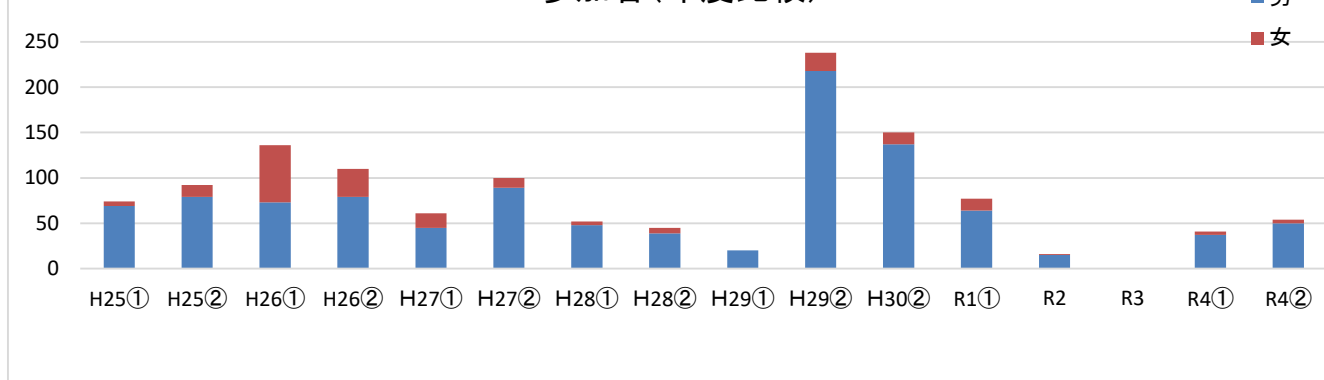
(単位：人)

会場	人数		
	男	女	計
島田市役所 大会議室	19	0	19
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	15	0	15
金谷公民館「みんくる」集会室3	14	5	19
計	48	5	53

参加者数(性別)



参加者(年度比較)



3 アンケート回答者数

(単位：人)

会場	人数	計
島田市役所 大会議室	17	(回収率) 79.2%
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	14	
金谷公民館「みんくる」集会室3	11	
計	42	

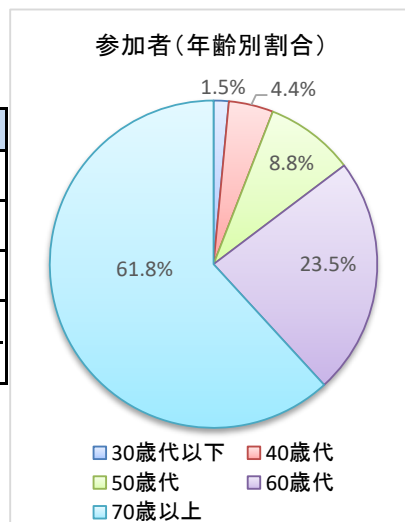
4 アンケート結果

(無回答のものがあるため、回答者数とは一致しない場合があります。)

(1) 性別

(単位：人)

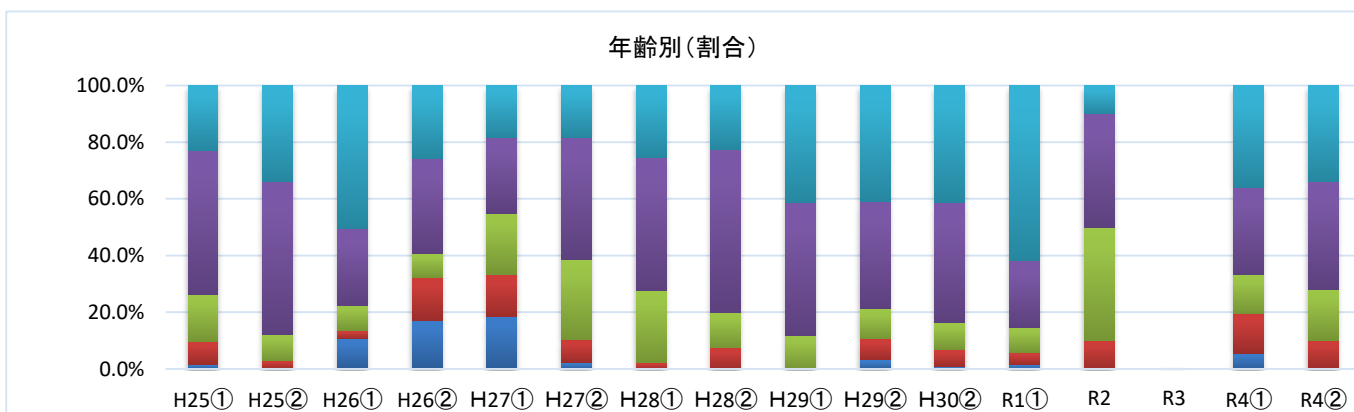
会場	男性	女性	計
島田市役所 大会議室	16	2	18
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	10	2	12
金谷公民館「みんくる」集会室3	23	0	23
計	49	4	53
(割合)	92.5%	7.5%	100.0%



(2) 年齢

(単位：人)

会場	30歳以下	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
島田市役所 大会議室	0	2	3	5	5
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	2	2	1	2	3
金谷公民館「みんくる」集会室3	0	1	1	4	5
計	2	5	5	11	13
(割合)	5.6%	13.9%	13.9%	30.6%	36.1%



(3) 議会報告会の開催を何で知りましたか(複数回答)

(単位：人)

会場	ホームページ	広報しまだ	ポスター・チラシ	町内会など	議員から	その他
島田市役所 大会議室	1	3	0	11	6	2
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	1	1	2	4	5	0
金谷公民館「みんくる」集会室3	2	3	2	16	12	1
計	4	7	4	31	23	3

(4) 前問で「その他」と回答したもの

【別紙参照】

(5) 今まで議会報告会に何回参加したことがありますか

(単位：人)

会場	1回	2回	3回	4回以上
島田市役所 大会議室	6	6	3	1
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	3	3	4	2
金谷公民館「みんくる」集会室3	12	9	1	1
計	21	18	8	4
(割合)	41.2%	35.3%	15.7%	7.8%

(6) 本日の議会報告会はいかがでしたか。

(単位：人)

会場	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
島田市役所 大会議室	4	8	4	1	0
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	1	2	4	2	0
金谷公民館「みんくる」集会室3	5	10	8	0	0
計	10	20	16	3	0
(割合)	20.4%	40.8%	32.7%	6.1%	0.0%

(7) 前問について、なぜそう思いますか。

【別紙参照】

(8) 現在の市議会は議会の役割を果たしていると思いますか。

(単位：人)

会場	果たしている	どちらともいえない	果たしていない
島田市役所 大会議室	9	5	0
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	2	6	1
金谷公民館「みんくる」集会室3	17	5	0
計	28	16	1
(割合)	62.2%	35.6%	2.2%

(9) 前問について、なぜそう思いますか。

【別紙参照】

(10) 市議会に期待することはどのようなことですか。(複数回答可)

(単位：人)

会場	行政の チェック	政策の提言	市民との対話・ 意見交換	情報発信	その他
島田市役所 大会議室	13	11	10	6	1
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	4	5	9	2	1
金谷公民館「みんくる」集会室3	8	7	11	9	1
計	25	23	30	17	3
(割合)	25.5%	23.5%	30.6%	17.3%	3.1%

(11) 前問で「その他」と回答したもの。

【別紙参照】

(12) 議会報告会の開催は、年何回が適当と思いますか。

(単位：人)

会場	年1回	年2回	その他
島田市役所 大会議室	3	13	1
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	1	1	7
金谷公民館「みんくる」集会室3	1	17	3
計	5	31	11
(割合)	10.6%	66.0%	23.4%

(13) 議会報告会の開催について「その他」の回答で年何回が適当と思いますか。

会場	年3回	年4回	その他
島田市役所 大会議室	1	0	0
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	1	6	0
金谷公民館「みんくる」集会室3	3	0	0
計	5	6	0

(14) 今回の「議会との意見交換会」の開催形式（地域別の課題についての意見交換など）や開催方法について、どのように思いますか。

【別紙参照】

(15) あなたは、議会の本会議などを傍聴したことがありますか。

(単位：人)

会場	ある	ない
島田市役所 大会議室	5	12
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	1	10
金谷公民館「みんくる」集会室3	5	16
計	11	38

本会議傍聴率

(22.4%)

(16) あなたは、議会だよりを読んだことがありますか。

(単位：人)

会場	ある	ない
島田市役所 大会議室	17	1
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	12	0
金谷公民館「みんくる」集会室3	19	2
計	48	3

議会だより利用率

(94.1%)

(17) あなたは、議会のホームページを見たことがありますか。

(単位：人)

会場	ある	ない
島田市役所 大会議室	5	11
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	3	9
金谷公民館「みんくる」集会室3	6	15
計	14	35

議会ホームページの閲覧率

(28.6%)

(17-2) 議会のホームページを見て会議録を検索したことがある。

会場	ある
島田市役所 大会議室	2
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	2
金谷公民館「みんくる」集会室3	2
計	6

会議録検索システムの利用率

(12.2%)

(18) あなたは、インターネットによる議会中継を見たことがありますか。

(単位：人)

会場	ある	ない
島田市役所 大会議室	4	13
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	3	9
金谷公民館「みんくる」集会室3	2	19
計	9	41

議会中継の閲覧率

(18.0%)

(18-2) 議会中継を見たときの状況は。

会場	生中継を見た	録画放映を見た
島田市役所 大会議室	1	1
六合公民館「ロクティ」集会室1・2	1	2
金谷公民館「みんくる」集会室3	1	0
計	3	3

生中継の利用率

(6.0%)

(19) 意見要望等

【別紙参照】

【別紙】

令和4年度第2回 議会報告会アンケート集計結果(10月29日/11月5日開催)

(4) 前問で「その他」と回答したものの「議会と語る会」の開催を何で知りましたか。

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 島田市役所	藤本議員から都度自治会に情報があります。
2	六合地区 六合公民館	父に聞いた

(7) 前問について、なぜそう思いますか。「議会と語る会」はいかがでしたか。

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 島田市役所	意見を言うのは程遠い。ゴミ問題は別途聞いてもらいたい。
2	〃	自分の意見が十分発言できた。
3	〃	議員さんたちの生の声を聞くことができた。
4	〃	いろいろな話が聞けたため。
5	〃	いろいろな考え・意見を伺うことができた。
6	〃	日頃気になっていることを質問できた。
7	〃	少人数の話し合いが必要と思われます。テーマを決めて、10名程度の話し合いがいいと思います。
8	〃	初めて参加して、予想より参加者が多く、意見・発言も活発だった。
9	〃	報告会は文章を読み上げるだけでは不要。報告会については市民の参加が少ないので残念。
10	〃	議員からしっかりした口調で説明いただいた。議員の顔を見ながら話が聞けた。
11	〃	意見が偏りすぎ。
14	〃	自分として認識のなかった部分が少し分かった気がする。
15	〃	テーマを設定しての開催は効率的である。
16	〃	ゴミ処理問題を再認識した。自治会を通じて各家庭がゴミを減らせるよう働きかけるべき。
17	六合地区 六合公民館	常日頃、行政に対して感じていることを言わせていただきました。
18	〃	議題について、議員の勉強が足りない。
19	〃	現実の問題も出た。
26	〃	ゴミ問題についての市民の意見を聞くことができた。自分自身、コロナで買い物を減らすため、まとめ買いをしてきて、余らせてしまう食材などあったと反省することができた。
27	〃	質疑応答ができて良かったと思う。
28	〃	意見を聞くというよりもお願いや報告が主な主旨なのではと感じた。
29	〃	ゴミ捨てを考える。
30	〃	一回しか来たことがないけど、案外スムーズに進んでいたから。
31	〃	議員の皆さんと対面でお話しでき、意見も交換できたから。
32	金谷地区 金谷公民館	具体的な質疑が実現できた。
33	〃	個別問題よりも一般論で質問する方が望ましいか？(例)議員定数問題、議会運営の方法
34	〃	資料不足。ある程度の質問を想定して来てください。
35	〃	しっかり答えてくれた。
36	〃	「ごみ」について、意見交換は、活発な市民の意見が出てよかった。
37	〃	議員の先生の考えを直接聞けたから。

(9) 前問について、なぜそう思いますか。「現在の市議会が議会の役割を果たしていると思いますか。」

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 島田市役所	「果たしている」と自信をもってほしいです。
2	〃	よくやっている姿を拝見しています。
3	〃	いろいろと市民のことを考えてくれている。
4	〃	今後に期待しています。よろしくお願いいたします。
5	〃	分からない。
6	〃	常任委員会・分科会等の役割を持って活動していると感じました。
7	〃	議会だより以外では情報が無い。
8	六合地区 六合公民館	議員の皆様の一生涯懸命に対応していただいていることを感じました。
9	〃	努力しているところが見られた。
10	〃	市民のためにも、もっと真剣に進めてほしい。
11	〃	何年も目に見える変化が少ない。子供に関しては変化もあると思う。
12	〃	大介さんが頑張っているから。

13	〃	質問に一生懸命答えていたから。
14	〃	少しずつ確実に住みやすい島田市になっていると思うから。
15	金谷地区 金谷公民館	前向きである。
16	〃	議案に対し、反対・賛成活発な意見が出ている。
17	〃	いろいろとだよりで説明をしてくれているから。

(11) 前問で「その他」と回答したもの。「市議会に期待することはどのようなことですか。(複数回答可)」

No.	会場	自由記述欄
1	六合地区 六合公民館	地域住民の声を十分に聞いてほしい。
2	〃	ゴミのリサイクルの方法を教えて。
3	〃	これからももっと市民に寄り添ってください。
4	金谷地区 金谷公民館	リニア問題に目を光らせてほしいから。

(14) 今回の「議会との意見交換会」の開催形式(地域別の課題についての意見交換など)や開催方法について、どのように思いますか。

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 島田市役所	よい。
2	〃	よく分かりませんが、良いのではないかと思います。
3	〃	とてもよかったですと思います。
4	〃	進行が上手でした。いろいろな問題をよく理解して進めているなーと思いました。女性の参加者が多いといいですね。口の字の配置が参加しづらいです。
5	〃	議員の顔を見ながら話が聞けて良かったです。
6	〃	市民への発信。
7	〃	多くの意見が出てよかった。
8	〃	対面+zoomが望まれる。
9	六合地区 六合公民館	テーマを提示して議論することはよいと思う。
10	〃	参加される議員の方は当地区より選出された方を中心にして構成されたほうがよいと思う。他えば、六合で開催するときは六合地区選出の議員を主とする、とか。
11	〃	いいと思う。
12	〃	いいと思います。
13	〃	もっと気軽に質問をしてもいいと思う。
14	〃	程よく距離感があって良い。
15	金谷地区 金谷公民館	委員会の説明は当局との関係することなので省略してもよいと思う。
16	〃	今後は初倉地区での開催をお願いします。
17	〃	文句はありません。

(19) 意見要望等

No.	会場	自由記述欄
1	島田地区 島田市役所	ゴミ問題については市民の意識改革とシステム構築を確実に推進してください。
2	〃	今回「ごみの減量化」がテーマだったらもっと主婦が参加してもいいのでは？と思いました。
3	〃	ゴミについては市民の考えを改める必要がある。島田は他の市と比べてゴミの分別が楽。焼却場が良いので分別しなくていい。
4	〃	やりたい事・予算の兼ね合いが大変だと思いますが、よろしくをお願いします。
5	〃	録画放映が公開されるのが遅い。
6	六合地区 六合公民館	問題点の整理、テーマ提示したのは良かった。
7	〃	議会のより内容把握をするようにしたいと思います。
8	〃	次回も参加します。
9	金谷地区 金谷公民館	会議録のホームページへのアップが遅い。
10	〃	是非初倉地区でも開催していただきたいです。
11	〃	島田市をさらに飛躍させてほしい。お金がなくても、選挙に出れるような政策を行ってほしいです。よろしくをお願いします。